

京銀キャッシュカード・マネジメント規定

1. カードの利用

- (1) 普通預金について発行した京銀キャッシュカード・マネジメント（以下、「カード」といいます。）は、次の場合に利用することができます。
- ① 当行および当行がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下、「預入提携先」といいます。）の現金自動預入払出兼用機を使用して普通預金（以下、「預金」といいます。）に預入れをする場合
 - ② 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下、「支払提携先」といいます。）の現金自動預入払出兼用機（現金自動支払機を含みます。以下、「自動機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合
 - ③ 当行および支払提携先のうち当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下、「カード振込提携先」といいます。）の自動機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
 - ④ 当行所定の自動機を使用して振替資金を預金口座からの振替えにより払戻し、同時に他の預金口座に通帳を使用して預入れをする場合（以下、この取扱いを「振替入金」といいます。）
 - ⑤ その他当行所定の取引をする場合
- (2) カードは当行および預入提携先・支払提携先・カード振込提携先所定の時間帯に限り利用することができます。

2. 自動機による預金の預入れ

- (1) 自動機を使用して預金に預入れをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。なお、預入提携先では通帳はご利用いただけません。
- (2) 自動機による預入れは、自動機の機種ごとに当行または預入提携先が定めた種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。ただし、機種により、硬貨による預入れができない場合があります。

3. 自動機による預金の払戻し

- (1) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 自動機による払戻しは、自動機の機種により当行または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日および1か月あた

りの払戻しは、当行所定の金額または第6条に定める支払限度額の範囲内とします。

- (3) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第7条第1項に定める自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことの出来る金額をこえるときは、その払戻しはできません。

4. 自動機による振込

- (1) 自動機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 自動機による1回あたりの振込は、当行またはカード振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日および1か月あたりの振込は、当行所定の金額または第6条に定める支払限度額の範囲内とします。
- (3) 自動機を使用して振込の依頼をする場合に、振込金額、第7条第1項に定める自動機利用手数料金額、および同条第3項に定める振込手数料金額の合計額が預金を払戻すことの出来る金額をこえるときは、その振込はできません。

5. 自動機による振替入金

- (1) 自動機を使用して振替資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振替入金をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードおよび預入口座の通帳を挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 自動機による1回あたりの振替入金は、当行所定の金額の範囲内とします。

6. 支払限度額

- (1) 当行は、自動機による預金の払戻し・振込について、預金口座ごとに1日および1か月あたりの利用限度額を定めるものとします。(この限度額を「支払限度額」といいます。)
- (2) 支払限度額は、当行所定の金額の範囲内で個別に設定することができます。この場合には、書面その他の当行所定の方法により当行へ届出てください。
- (3) 支払限度額は、当行所定の自動機を使用して引き下げることができます。引き下げには、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合、前項による届出は必要ありません。
- (4) 前2項により個別に設定された支払限度額は、当行が必要と認めた場合、当行所定の金額に変更されるものとします。

7. 自動機利用手数料等

- (1) 自動機を使用して預金の預入れ、払戻しをする場合には、当行、預入提携先または支払提携先所定の自動機の利用に関する手数料（以下、「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、預金の預入れ、払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ、払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、預入提携先ならびに支払提携先の自動機利用手数料は、当行からそれぞれの提携先に支払います。
- (3) 当行の自動機を使用して振込の依頼をする場合には当行所定の振込手数料を、またカード振込提携先の自動機を使用して振込の依頼をする場合にはカード振込提携先所定の振込手数料をいただきます。
- (4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、カード振込提携先の振込手数料は、当行からカード振込提携先に支払います。

8. 自動機故障時等の取扱い

- (1) 停電、故障等により自動機による預金の預入れの取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。なお、預入提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (2) 停電、故障等により自動機による預金の払戻しの取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が自動機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、支払提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に住所、氏名（法人の場合は、法人名、届出の代表者の資格・氏名。以下同じです。）、電話番号および金額等を記入のうえ、カードとともに提出してください。また、第1項による預入れをする場合には、当行所定の入金票に氏名および金額等を記入のうえ、現金およびカードとともに提出してください。
- (4) 停電、故障等により自動機による振込の取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。なお、カード振込提携先の窓口では、この取扱いはしません。

9. カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入

カードにより預入れた金額、払戻した金額（振込・振替資金として払戻した金額を含みます。）、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当行の自動機もしくは通帳記帳機で使用された場合または当行本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

10. カードの喪失、届出事項の変更等

- (1) カードを失った場合、カードが偽造・盗難・紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、直ちに当行へ届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前項の届出の前に、カード喪失等の電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当行へ届出てください。
- (3) 商号、その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当行へ届出てください。当行が必要と認めた場合には、カードとともに提出してください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) 届出の暗証は、当行所定の自動機を使用して変更することができます。変更には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を入力してください。この場合、前項による届出は必要ありません。
- (5) 預入提携先・支払提携先・カード振込提携先の自動機の利用を希望されない場合には、書面その他の当行所定の方法により当行へ届出てください。この届出を受けたときは、直ちに利用停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (6) デビットカード取引の利用を希望されない場合には、書面その他の当行所定の方法により当行へ届出てください。この届出を受けたときは、直ちに利用停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (7) デビットカード取引は、当行所定の自動機を使用して利用停止とすることができます。利用停止には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を入力してください。この場合、前項による届出は必要ありません。
- (8) カードを失った場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。
- (9) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

11. 暗証照合等

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証は生年月日、電話番号、連続番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避けるとともに、定期的に変更して、他人に知られないように管理してください。
- (2) 当行が、カードの電磁的記録によって、自動機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものであるとして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金の払戻しを行ったうちは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行および支払提携先・カード振込提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードによるものであり、カードおよび暗証の管理についてお客さまの責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、このかぎりではありません。
- (3) 当行の窓口においてカードを確認し、払戻請求書等に記載された内容と当行への届出事項の内容との一致または端末に入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ、預金の払戻しまたは振込を取扱いました場合には、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. 自動機への誤入力等

自動機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、預入提携先・支払提携先・カード振込提携先の自動機を使用した場合の預入提携先・支払提携先・カード振込提携先の責任についても同様とします。

13. 解約、カードの利用停止等

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用をとりやめる場合には、当行からの請求がありしだい直ちにそのカードを当行へ返却してください。なお、当行普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に当行からの請求がありしだい直ちに返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当行へ返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当行へ返却してください。ただし、第3号の場合は、当行の窓口において本人確認書類の提示を受け、当行がお客さまご本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第14条に定める規定に違反した場合
 - ② 当行普通預金規定により、預金口座の預金取引が停止された場合
 - ③ 預金口座に関し、5年間お客さまによる利用（利息決算の入金は除きます。）がない場合
 - ④ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

14. 譲渡・質入れ等の禁止

カードは譲渡・質入れまたは貸与することはできません。

15. 規定の適用

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定および振込規定により取扱います。なお、カード振込提携先の自動機を使用した場合には当行振込規定にかえて、カード振込提携先の定めにより取扱います。

16. 規定の変更

この規定は、民法第548条の4の規定にもとづき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表その他の相当の方法により周知することにより変更出来るものとします。

京都銀行

以上

2024年7月8日現在